

平成26年度税務調査・書面添付制度アンケート集計結果 業務対策部

税務調査アンケートは、昭和43年から毎年実施しており、本会会員が受けた税務調査について、①税理士法(以下「法」という)に規定されている関与税理士及び税理士法人への「調査の通知」の実施状況、②調査の内容、③調査官の対応などの実態把握を目的とし、併せて会員からの税務行政に対する意見要望も提出してもらっている。

また、法第33条の2の書面添付制度についてもアンケートを実施し、会員の活用状況を把握し、同制度の普及推進に資することとしている。

集計結果は、当部で前回までの結果と比較検討、分析し、会報掲載して会員の参考に供するとともに、税務行政の改善・進歩に資するよう、税務当局と協議する際の資料とするなど活用することとしている。

*前回(平成25年度)実施した「税務調査・書面添付制度アンケート」については、平成25年1月から改正国税通則法が施行されたため、税務調査の対象期間については平成25年1月1日から同年6月30日まで、書面添付制度については平成24年7月1日から平成25年6月30日までとしたため、集計した数字についてもそのような事情を留意した上で参考にしていただきたい。

【実施内容】

- (1) 対象期間 平成25年7月1日から平成26年6月30日
- (2) 時期 平成26年7月25日発送、回答期限8月22日
- (3) 発送件数 6,000件(平成26年7月1日現在の開業税理士会員及び税理士法人会員の中から、支部別に約3割を無作為抽出)
- (4) 回答数 1,658通(うち税理士法人会員99通)(前回 1,722通(法人会員92通))
- (5) 回答率 27.6%(前回28.7%)

●第一部 税務調査アンケート～国税通則法を重視した税務調査の実施を！～

★税務調査の有無について

回答数 1,658	有-820 (49.5%)	無-838 (50.5%)	→ 1. 調査がなかった 732 (87.3%)
			2. 関与先がない 76 (9.1%)
			3. その他・不明 30 (3.6%)

*設問毎にあった無記入・不明回答は集計から除外しているため、設問毎の件数は一致していません。

設問1. 事前通知(全税目対象)

合計	小計	調査件数								うち 所得税 確定申告 期間中 (※%は 2,062件中)		
		通知あり										
		1～11全て通知				1～11の一部のみ通知						
納税者のみへの通知		納税者・税理士双方への通知		納税者のみへの通知		納税者・税理士双方への通知		通知なし				
7日以上		6日以内		7日以上		6日以内		7日以上				
件	2,062件	1,979件	137件	27件	1,085件	407件	21件	13件	199件	90件		
%	100.0%	96.0%	6.6%	1.3%	52.6%	19.7%	1.0%	0.6%	9.7%	4.4%		
										83件 112件 5.4%		

【参考】法定化された事前通知事項(11項目)

1	実施の調査を行う旨	7	調査の対象となる帳簿書類その他の物件
2	調査開始日時	8	調査の相手方である納税義務者の氏名及び住所又は居所
3	調査開始場所	9	調査を行う当該職員の氏名及び所属官署
4	調査の目的	10	調査開始日時又は調査開始場所の変更に関する事項
5	調査の対象となる税目	11	事前通知事項以外の事項について非違が疑われることになった場合には、当該事項に関し調査を行うことができる旨
6	調査の対象となる期間		

(1)事前通知

「通知あり」が1,979件(96.0%)、「通知なし」が83件(4.0%)であるのでほぼ通知が行われていると考えられる。しかし、内訳を見ると「1～11全て通知一納税者・税理士双方への通知」は72.3%、「1～11の一部のみ通知一納税者・税理士双方への通知」は14.1%であったので、今後は法定化された11項目について事前通知が確実に行われるようになることを望む。また、全体的に「納税者のみへの通知」も合わせて9.5%であったので、まず、税理士自身も税務代理権限証書を必ず添付することに留意し、さらに国税当局に対しても税務代理権限証書が提出されている場合には必ず税理士に通知するよう徹底してほしい。

(2)所得税確定申告期間中の税務調査件数

税務調査件数2,062件のうち、所得税確定申告期間中に行われたものは、112件で5.4%となっている。確定申告期の税務調査の実施については、税理士にとって繁忙期に当たるので日程調整等を柔軟に行っていただきたい。

■所得税確定申告期間中の税務調査実施割合

年度	件数	割合
26年度	112件	5.4%
25年度	67件	7.4%
24年度	134件	5.3%
23年度	115件	5.2%

*平成25年度の税務調査アンケートは、例年と異なり1月から6月までの半年間を対象に実施している。

設問2. 無予告調査

	通知がなかった調査件数	臨場後、速やかに説明がなされた後調査が開始された件数	その他
件	83件	67件	16件
割合	100.0%	80.7%	19.3%

通知がなかった無予告調査件数83件のうち、納税者の理解と協力を得た上で調査が行われたものが67件(80.7%)であった。なお、「その他」16件(19.3%)のうち、①納税者本人がいないままで調査が進められた、②調査目的を明らかにしなかった、など納税者の協力を得ないまま行われたと思われるケースが散見された。無予告調査は、納税者の負担が特に大きいことから、「正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれがあるとき」又は「調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」以外は避けてもらいたい。なお、税理士は、事前通知なく調査が実施された場合には、調査対象法人の実態に照らし併せ、法令等の解釈に従った税務調査の必要性を確認する必要がある。

設問3. 調査日時等の変更

	調査件数	応じてもらえた	応じてもらえなかった
件	1,230件	1,212件	18件
割合	100.0%	98.5%	1.5%

調査開始前に合理的な理由を付して日時等の変更を求めた場合、応じてもらえたのが1,212件(98.5%)、応じてもらえなかったのが18件(1.5%)、変更を求めた場合は柔軟に対応してもらっていると言える。今後も引き続き納税者及び税理士の状況を考慮し、より一層柔軟に対応していただきたい。

設問4. 帳簿書類の預かり(留置)と返還

(1) 帳簿書類・その他の物件の提出の求めについて

	調査件数	求めがあった	求めがなかった
件	1,623件	662件	961件
割合	100.0%	40.8%	59.2%

(2) 預かる必要性の説明があり、提出者の理解と協力の下、その承諾を得て行われたか

	求めがあった 調査件数	得て行われた	得られなかった	無回答
件	662件	608件	25件	29件
割合	100.0%	91.8%	3.8%	4.4%

(3) 預り証の交付はあったか

	求めがあった 調査件数	交付があった	交付がなかった	無回答
件	662件	543件	55件	64件
割合	100.0%	82.0%	8.3%	9.7%

(1) 帳簿書類の預かり(留置)と返還について

提出の「求めがあった」のが662件(40.8%)、「求めがなかった」のが961件(59.2%)であり、「求めがあった」662件中、必要な説明と提出者の理解と協力の下、その承諾を得て行われたのが608件(91.8%)、行われなかつたのが25件(3.8%)であり、ほとんどは適切に実施されている。しかし、「預り証の交付があった」ケースは8割に止まっている中で、書類等の返還請求又は預かる必要がなくなった場合、速やかに返還されたのもが8割強であったので、今後、調査時の納税者との無用なトラブルを防ぐためにも預り証交付の徹底、提出者所有のものは全てを速やかに返還されるよう徹底してもらいたい。

(2) 上記物件の提出以外の情報提供について

会員からの回答では①コピー、②USBメモリ、③デジカメでの写真撮影、④パソコンの直接操作などがあり、圧倒的にコピーの回答が多かった。中にはコピー機を持参してコピーを行っていたケースもあった。USBメモリなどの電子媒体については、ウィルス感染や紛失の可能性など、場合によっては回復不能な状態になるなど多大な損害を与える危険性があるので、その取扱いについては、十分注意するとともに重大な責任が伴うことを認識していただきたい。

設問5. 調査件数、調査内容及び調査日数

区分 税目	調査件数	調査内容						反面調査	調査日数						
		帳簿・ 証憑	調査対象法人・個人				業員等の運営役員・ ライバシイ従業員・ 家族の調査		(注) ・調査の合計日数 ・1日に満たない場合も1日分として計算	1日	2日	3日～4日	5日以上	回答なし	
			現金・ 預金	机・ 書庫・ 金庫	パソ コン等	名 刺 電話・ 帳印等				1日	2日	3日～4日	5日以上	回答なし	
①法人税 (含消費税)	1,658件	1,498件	491件	150件	210件	37件	77件	214件	204件	823件	352件	245件	34件		
②所得税 (含消費税)	229件	201件	82件	17件	18件	4件	20件	21件	103件	55件	30件	29件	12件		
③相続税 (含贈与税)	175件	89件	91件	69件	3件	27件	48件	23件	94件	40件	19件	15件	7件		
④消費税 (単独調査)	35件	18件	5件	2件	2件	0件	0件	2件	11件	4件	6件	1件	13件		
⑤その他国税	49件	36件	4件	2件	4件	1件	2件	1件	6件	17件	15件	9件	2件		
合計	2,146件	1,842件	673件	240件	237件	69件	147件	261件	418件	939件	422件	299件	68件		
※ % は2,146件中		※ % は不明を除く2,078件中													

(1) 調査件数

調査件数2,146件の内訳については①法人税(含消費税)1,658件、②所得税(含消費税)229件、③相続税(含贈与税)175件、④消費税(単独調査)35件、⑤その他国税49件であった。

平成24年度実施のアンケート結果と比較(平成25年度調査はアンケート対象期間が半年間であったため除外)して、大きく異なっているところは、平成24年度のアンケート結果では「調査件数合計3,153件」とあり、今回のアンケート結果と比較して約1,000件減少しており、2年前のアンケート結果と比較して、調査件数そのものが減少していることが伺える結果となった。

(2) 調査内容

調査内容については「帳簿・証憑」が1,842件で大半を占めているが、他の調査内容については、①「現金・預金」②「反面調査」③「机・書庫・金庫」④「パソコン等」の順となっている。

平成24年度実施のアンケート結果と同様、調査内容については、①「現金・預金」②「反面調査」③「机・書庫・金庫」④「パソコン等」の順で変わりはなかった。

(3) 調査日数

調査日数についても平成24年度のアンケート結果と比較したところ、下表のようになった。

	1日	2日	3～4日	5日以上
平成26年度	418件(20.1%)	939件(45.2%)	422件(20.3%)	299件(14.4%)
平成24年度	599件(20.1%)	1,509件(50.8%)	548件(18.4%)	317件(10.7%)

調査件数が3,153件から2,146件と大きく減少している中で、「日数別」にみて個別件数も総じて減少しているが、比率(%)では、「3～4日」「5日以上」でそれぞれ増加しているので、「調査日数長期化」の傾向が懸念される。

(4) 反面調査

反面調査は261件で、そのうち反面調査である旨の明示があったのが164件、明示がなかったのが83件であった。反面調査は、納税者はもちろんのこと、関係する取引関係者・取引金融機関に大きな負担を与える。なお、「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）（平成24年9月12日課総5-11他）—「3調査時における手続一(6)反面調査の実施」によれば、「取引先等に対する反面調査の実施に当たっては、その必要性と反面調査先への事前連絡の適否を十分検討する。（注）反面調査の実施に当たっては、反面調査である旨を取引先等に明示した上で実施することに留意する」とされている。今回の結果では、「明示がない」が3割以上となっていることから、納税者やその関係者に過度な負担をかけないためにも、指針に則って適正に対応するよう努めてほしい。

◆反面調査である旨の明示

	反面調査件数	明示した	明示していない	無回答
件	261件	164件	83件	14件
割合	100.0%	62.8%	31.8%	5.4%

設問6. 調査終了の際の手続き

6. 調査終了の際の手続き

	申告内容に誤りが認められない場合	申告内容に誤りが認められた場合		
		更正又は決定をすべきと認められない旨の書面通知があった件数	更正決定等をすべきと認めた額及びその理由の説明があった件数	修正申告等の勧奨があった際に、修正申告書等を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨の説明があり、その旨を記載した書面の交付の件数
件	628件		904件	1,108件

(1)「申告内容に誤りが認められない場合で書面通知があった」件数は628件であり、書面通知がなかった場合の理由としては、①電話や口頭連絡で行われた、②指導事項があったため、などがあった。

(2)「申告内容に誤りが認められた場合で、更正決定等をすべきと認めた額及びその理由の説明があった」件数は904件であったが、理由説明がなかった状況等については、①口頭で行われたが不明確なものであった、②消費税減額決定、消費税の業種区分の訂正、修正申告、などであった。

(3)「申告内容に誤りが認められた場合で、修正申告等の勧奨があった際に、修正申告書等を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨の説明があり、その旨を記載した書面の交付があった」件数は1,108件であったが、そうではなかったケースについては、(書面交付はなく) 口頭のみでの説明が多かったようである。

設問7. 調査結果、重加算税処分

調査件数	調査結果				②修正申告、③更正のうち重加算税処分		
	①申告是認		②修正申告		③更正		あり
	件数	件数	うち不満であったもの	件数	うち不服申立てをしたもの	やむを得ないもの	
2,014件	595件	1,372件	48件	47件	5件	266件	13件
	29.5%	68.1%		2.3%		27.1%	1.3%
							704件

※ % は2,014件中

※ % は983件中

(1)調査結果

調査件数2,014件のうち、申告是認が595件(29.5%)、修正申告は1,372件(68.1%)、更正は47件(2.3%)となっている。

(2)重加算税処分

修正申告及び更正983件のうち、重加算税処分となったものは279件(28.4%)となっている。

設問8. 調査官の態度・印象

	件数	割合
調査件数	1,966件	100.0%
良い	871件	44.3%
悪い	191件	9.7%
普通	904件	46.0%

「普通」が904件(46.0%)、「良い」が871件(44.3%)、「悪い」が191件(9.7%)となっており、調査官の態度については、「普通」「良い」で9割以上となっていることから、おおむね良い印象を受けた会員の割合が多かったと思われる。ただし、僅かではあるが、調査官の態度が悪いと印象を受けた会員もあり、(平成24年度アンケート結果では7.1%となっていたため) 微増傾向が伺える。なお、良い例では、①説明、対応などが丁寧で、紳士的であった、②よく準備もされており、ポイントが絞られていたなど迅速な調査で好感がもてた、③法令、通達に基づき、客観的な判断基準を示してくれた、④全てについて納税者及び税理士に説明のうえ適正に実施していた、などの個別回答があり、悪い例では、①威圧的な態度であった、②若い調査官で経験も少ないので、説明が不十分かつ段取りも悪かった、③税法等に関して不勉強な印象があった、などの回答があった。

設問9. 税務調査、税務行政に関する意見及び要望

個別意見をすべて列挙するには紙面が足りないほど多くの御意見等が寄せられたが、大きくわけて税務調査のあり方、調査官個人の対応まで言及した意見等が多い印象があったので適宜まとめてみた。

■調査官の勉強不足、税法等法令知識や調査全般に関してレベルが統一されてないこと、納税者への説明も不十分になり納得してもらえないことがあるので改善してほしい。

■威圧的な態度をとる調査官や自身の考えを納税者に押しつける方もいる。その傾向が特に強く感じる。

■物件の留置期間が、4ヶ月近く及んだ調査があったため、速やかな返還を望む。

■様々な手続で時間を要するようになっている上、税務調査自体が長期化していると思われ、納税者の不安をあおっているように思える。形式面にとらわれている印象が強く、手続面で簡略化すべき点について検討を希望する。

■判断の難しい事案について見解がなかなか得られず、何ヶ月も調査結果を待たされ、顧問先も含めて不安になった。

■昨今、USBメモリ、デジカメを利用した税務調査が増えているが、安い情報入手ツールの利用は納税者にとって調査目的を逸脱した調査につながるおそれ、かつ、データ類の紛失などによる事故も考えられるので、運用等にかかるルール化が必要と思われる。

この他、平成25年1月1日以後適用された改正国税通則法に関連した意見等もあり、改正により調査官の手続や書面のやり取り等に時間を要することとなったこと、繁忙期での税務調査依頼が多くなってきた印象があることなど、全体的に調査期間や調査日程等に不満を持つ意見があった。さらに、その間に追加の資料請求が多く見受けられるなど、全体的には税務調査の長期化、煩雑化の傾向がくみ取れる結果となった。

税務調査は、納税者と税理士の理解と協力が必要不可欠であるとともに、納税者とその代理人である税理士が必ず対応しなければならない事案があるので、税理士にとって確定申告期等の繁忙期は税務調査を行わないことが望ましく、日程調整等が必要な場合では柔軟に対応して欲しい。また、今回のアンケートでは調査官に対しておおむね好印象であったという意見が多かったが、一方で、個別意見では、調査官が威圧的・高圧的な態度であったという意見も散見された。今後は、調査官によって態度や業務に差異が出ないよう、かつ法令等に則った公平・効率的な税務調査等が行われるよう要望する。

●第二部 書面添付制度アンケート ~相続税改正を機に書面添付を実施しよう~

★添付の有無について

回答数 1,535	有-291 (19.0%)	無-1,244 (81.0%)
-----------	---------------	-----------------

設問1. 書面添付の有無

II-1. 書面添付の有無

回答件数 書面の添付	件	割合	回答件数 書面添付 有無 計	件	割合
回答件数	1,535件	100.0%	回答件数	1,535件	100.0%
全て添付している	48件	3.1%	添付している	291件	19.0%
一部添付している	243件	15.8%			
今は添付していないが今後添付する予定	107件	7.0%			
過去に添付していたが今は添付していない	33件	2.1%	添付していない	1,244件	81.0%
添付していない	1,104件	71.9%			

回答数1,535件のうち「書面添付をしている」ものは291件(19.0%)、「添付していない」ものは1,244件(81.0%)であった。なお、平成25年度に実施した同様のアンケート結果では、「書面添付をしている」ものは276件(17.1%)、「添付していない」ものは1,337件(82.9%)であり、比率では若干「書面添付をしている」会員が増加した。

設問2. 書面添付件数

II-2. 書面添付件数

区分 税目・件数	総申告件数	添付した件数	意見聴取件数	意見聴取後の調査移行件数	意見聴取がないままの税務調査件数	実地調査移行後の修正申告件数	調査省略通知書の件数	報酬の請求をした件数
法人税(消費税含む)	8,354件	3,300件	103件	36件	10件	21件	51件	246件
所得税(消費税含む)	8,848件	889件	10件	1件	1件	4件	1件	181件
相続税・贈与税	965件	261件	20件	5件	0件	1件	2件	14件
その他の国税	76件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

「書面添付を全てしている、一部している」方(291件)に対し、添付している件数等について伺ったところ、法人税(消費税含む)の総申告件数8,354件のうち書面添付した件数は3,300件(39.5%)、所得税(消費税含む)の総申告件数8,848件のうち書面添付した件数は889件(10.0%)、相続税・贈与税の総申告件数965件のうち書面添付した件数は261件(27.0%)となった。

なお、平成25年度に実施した同様のアンケート結果では、法人税(消費税含む)の総申告件数8,246件のうち書面添付した件数は3,680件(44.6%)、所得税(消費税含む)の総申告件数6,798件のうち書面添付した件数は762件(11.2%)、相続税・贈与税の総申告件数427件のうち書面添付した件数は261件(61.1%)であった。平成26年度では、添付比率が減少傾向であったことが伺える。

設問3. 書面を添付している理由(複数回答可)

II-3. 書面を添付している理由

回答件数	件	割合
283件	100.0%	
税務調査の省略化	169件	59.7%
業務品質の向上	155件	54.8%
税理士の権利	100件	35.3%
業務上の責任範囲を明確化	96件	33.9%
顧問先に対するアピール	90件	31.8%
金融機関に対するアピール	20件	7.1%
その他	14件	4.9%

添付している主な理由は、①税務調査の省略化、②業務品質の向上、③税理士の権利であり、その他では、①顧問先の経営・財務状況等をなるべく知ってもらいたい、②申告内容の詳細な説明などの回答があった。

設問4. 書面を添付していない理由(複数回答可)

II-4. 書面を添付していない理由

回答件数	件	割合
1,205件	100.0%	
時間や労力がかかり煩雑	634件	52.6%
添付する効果が不明	626件	52.0%
科目内訳及び概況書で十分	391件	32.4%
報酬の請求が困難	317件	26.3%
責任問題やリスクが心配	261件	21.7%
税務調査があつた方がよい	140件	11.6%
記載方法が難しい	113件	9.4%
その他	80件	6.6%
顧問先の理解が得られない	71件	5.9%
顧問先の選別化につながる	61件	5.1%

添付していない主な理由としては、①時間や労力がかかり煩雑、②添付する効果が不明、③科目内訳及び概況書で十分などであり、その他では①必要性を感じていないため、②少額につき必要ないと考えた、③義務でないためなどの回答があった。

設問5. 書面添付制度に対する意見及び要望

〔アンケート回答中の意見・要望事項〕

- 書面添付を行う理由が明確ではないと思います。
- 書面添付制度の利点について、特に、納税者へのPRをしていただき、制度の利用を促す必要があると感じる。
- 書面添付を活用したいが、作成するための時間を要するため、書面添付を行っていない。
- 今後は、書面添付制度をよく理解したうえで活用していきたい。
- 相続の申告時だけでなく、法人税や所得税についても今後行っていきたい。

〔意見・要望事項のまとめ〕

アンケートでは、書面添付制度を利用した際の効果がわからないという意見が多かった。今後は、書面添付制度を利用することの効果やメリットについて、税理士だけでなく納税者にも説明が行われることが望ましい。また、書面を作成する時間がとれないという意見もあることから、更なる制度普及のためにも様式の改善等も検討課題の1つと考えられる。

また、書面添付制度に係る事務運営指針については、平成24年12月に改正され、意見聴取における質疑等のみに基づいて修正申告書を提出した場合に、更正があるべきことを予知してされたものには当たらないこととしている取扱を徹底していただきたい。